

中河 秀俊	内科	公立南砺中央病院	南砺市梅野2007番地5	令和4年11月1日
-------	----	----------	--------------	-----------

富山県告示第376号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年11月11日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
株式会社高岡薬局	高岡市末広町7番2号	育成医療、更生医療	調剤	令和4年11月1日
チューリップ二塚薬局	高岡市二塚 411番地4	育成医療、更生医療	調剤	令和4年11月1日
すぎのき薬局	砺波市杉木三丁目 205番地2	育成医療、更生医療	調剤	令和4年11月1日
あんず薬局入善店	下新川郡入善町青島 402番地1	育成医療、更生医療	調剤	令和4年11月1日
中新川訪問看護ステーション	中新川郡上市町法音寺51番地	育成医療、更生医療	訪問看護	令和4年11月1日

富山県告示第377号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定

したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年11月11日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ウェルシア薬局 砺波十年明店	砺波市十年明84番地	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年11月1日
訪問看護ステーション かけはし	高岡市中川上町 11番4号	更生医療	訪問看護	令和4年11月1日

富山県告示第378号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月11日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 304号	南砺市荒木3001番1から 南砺市吉江野 448番まで	令和4年11月13日	砺波土木 センター

富山県公安委員会告示第100号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第

125号)の一部を次のように改正し、令和4年11月11日から施行する。

令和4年11月11日

富山県公安委員会

委員長 林 和 夫

別表第3 追越しのための右側部分はみだし通行の禁止

南砺市の項第17号、23号を次のように改める。

17		削 除				
23	高速自動車国道 東海北陸自動車道	南砺市梅ヶ島地内180.1kpから 同 大塚地内174.8kpまで	5,300m	終日		

南砺市の項第23の次に次の2号を加える。

24	高速自動車国道 東海北陸自動車道 (上り線)	南砺市上原地内168.9kpから 同 菅沼地内158.6kpまで	10,300m	終日		
25	高速自動車国道 東海北陸自動車道 (下り線)	南砺市菅沼地内158.6kpから 同 上見地内168.5kpまで	9,900m	終日		

別表第4(1)普通自転車の歩道通行可

南砺市の項第14号の次に次の1号を加える。

15	国道	南砺市荒木1504番地1 溝口農機株式 会社前から 同 吉江野150番地 吉江方前まで	1,800m	終日	両側	
----	----	---	--------	----	----	--

別表第5 最高速度

南砺市の項第272号の次に次の1号を加える。

273	国道	南砺市荒木1504番地1 溝口農機株式 会社前から 同 吉江野150番地 吉江方前まで	1,800m	終日	50	
-----	----	---	--------	----	----	--

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第 1 項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年11月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
中新川郡上市町女川32番	田	2,998
中新川郡上市町女川51番	田	2,298

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第 1 項に規定する「耕作の事業に従事する者が」「不在となることが確実」と認められる農地に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和 5 年 3 月 31 日	6 年	3,168円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 4 年11月25日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年11月11日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ立山日俣店 立山町日俣字井合坪割321番1 他10筆

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ

4 新設の日 令和5年7月12日

5 店舗面積の合計 1,343㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側1箇所/51台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側1箇所/16台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側1箇所/40㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物南東側2箇所/7.10m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時及び翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分～翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所/敷地東側1箇所、南側1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時

8 届出の日 令和4年10月27日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和4年11月11日から令和5年3月13日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由